

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2020 年 5 月 29 日

パナソニック株式会社

2020年5月29日

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

代表取締役 津賀 一宏



当会社は、2019年8月23日付でH I Tエナジー株式会社（旧商号：S O L E A株式会社、本店所在地：大阪府貝塚市二色南町 15 番地 2、以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約（その後の変更を含む。）（以下「本件吸収分割契約」といい、本件吸収分割契約に基づき行う吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）を締結し、2019年8月26日付、2019年9月26日付、2019年10月28日付、2019年11月29日付、2019年12月24日付、2020年1月31日付、2020年3月27日付及び2020年4月27日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いました。2020年5月29日付で本件吸収分割の効力発生日及び承継対象権利義務の一部の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したことに伴い、2019年8月26日付、2019年9月26日付、2019年10月28日付、2019年11月29日付、2019年12月24日付、2020年1月31日付、2020年3月27日付及び2020年4月27日付吸収分割に係る事前開示書面に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は2019年8月26日付吸収分割に係る事前開示書面の項目番号と対応しております。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

以下の事項を追加いたします。

「当会社は、本件吸収分割の効力発生日及び承継対象権利義務の一部を変更するため、2020年5月29日付で、承継会社との間で本件吸収分割契約に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約変更契約」のとおりです。」

以上



吸収分割契約変更契約

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びH I Tエナジー株式会社（旧商号：S O L E A株式会社）（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2019年8月23日付で締結（2019年9月26日付、2019年10月28日付、2019年11月29日付、2019年12月24日付、2020年1月31日付、2020年3月27日付及び2020年4月27日付で変更）された吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、以下のとおり吸収分割契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割契約の変更）

1. 本吸収分割契約第6条を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

「第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。」

2. 本吸収分割契約別紙本文1(2)における「甲から乙に本効力発生日付で転籍することに同意した従業員に関する書類、記録及び情報」の全部を削除し、「意図的に削除」に置き換える。

第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更、修正又は追加されたものを除き、本吸収分割契約の他の規定は引き続き効力を有するものとする。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された本吸収分割契約を意味するものとする。

（以下余白）

本変更契約の締結を証するため、本変更契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 29 日

甲： パナソニック株式会社
代表取締役 津賀 一宏



2020年5月29日

乙： HIT エナジー株式会社（旧商号：SOLEA 株式会社）

代表取締役 重田 光俊



